

登録コード	J6280200	開講年度	2026				
授業科目	知財戦略（JASRAC寄付講座）				担当教員	小松 隼也	
英文授業名	Intellectual Property Law				副担当	丸橋 昌太郎	
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	金曜・4時限 金曜・5時限	対象学年	（23カリ対象科目）法：3年
講義室	経法会議室A		授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				【授業の達成目標】		
	経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律						
	法学の専門領域の基礎能力として，リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				・リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を解決するために必要な知的財産法制に関する専門知識を身につける。		
	環境問題や，企業や行政の組織内において，日々生起する諸問題について，理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち，総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				・生成系AIが進化を続ける現代において，AI分野の思考方法にも一定の理解を持ち，総合的に社会課題を解決する能力を身につける。		
(2)授業で学べる「テーマ」	芸術文化						
(3)全学横断特別教育プログラム							
(4)授業の概要	ビジネスの状況や現場での実務を踏まえて、最先端の知財戦略を立てられる能力を身につけさせる。各回90分×16回の授業を、下記の通り、各日2回×8日に編成して行う。各日の1回目は教師からの講義を行い、2回目は参加した学生諸君とのディスカッションに充てる。 AIをめぐる法律問題は、それぞれが最先端の問題であると同時に、ビジネスの現場においても不可欠な法的知識となっていることが多い。この講義シリーズでは、まず5種類の最先端の問題について法的議論の現状を紹介し（～）、法や経営の専門家の立場で新たなビジネスの創造を助けるために必要な思考のトレーニングを行う。その後、あるいはその途中の回で、各分野の最先端の実務家を招いて招待講演を行い、ビジネス現場の実情について触れる機会を設ける。						
(5)授業計画	講義は、ガイダンスを除き、必ず2コマ連続で、前半講義、後半ディスカッションとする。 ・ガイダンスとイントロダクション（1コマ） 授業全体の見通しについて解説する。また、生成AI技術の現状と応用可能性について解説し、ディスカッションを行う。また2025年度においては「AIと知的財産法」を聴講していない学生がいるので、不足する知識を補うためのガイダンスを行う。 ・AI創作の過程での知的財産権侵害の成否（2コマ） AIに「食わせる」情報が著作物である場合、日本では、著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とししない利用）によって利用が正当化されることが多い。その適用対象と範囲は最先端の法律問題であると同時に、データベース産業やAI産業における基本的な前提でもある。その意義と背景、国際的動向、そして今後の見通しについて解説する。また、著作権法47条の5（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）の適用についても併せて解説する。 ・AI創作物は「著作物」や「発明」となるか（2コマ） AIが「創作」したものが著作物や発明として著作権法や特許法の保護対象となるか否かも、最先端の問題であると同時に、ビジネスの現場で必要とされる知識になっている。現象的な面にとらわれずに基本的な考え方を習得することによって、知財法務を担う人材として巣立つための準備をする。 ・AI成果物が原因となった事象についての法的責任の所在（2コマ） 人が関与すると不法行為となるような事象（たとえば交通事故）が、AI成果物（たとえば自動運転車の制御システム）の過誤により惹起されることがある。その場合の法的責任について理解しておかないと、AI成果物を社会に提供するビジネスを展開することができない。ここでも、現象的な面にとらわれずに基本的な考え方を習得することによって、ビジネス法務の最前線を担う人材として巣立つための準備をする。 ・プライバシーと個人情報保護法制——企業は何を秘密にせねばならないか（2コマ） 顧客の個人情報を流出させることは企業経営において大きなリスクとなるが、途中にAIが関わる場合、その様相は通常より複雑となる。一般的な場合を想定したプライバシー法と個人情報保護の法制に加え、AIが関わることで複雑化する問題の状況を解説し、ビジネス戦略において必要となる対象方針について検討する。 ・営業秘密保護法制——企業の秘密は、何が・どこまで・どのように法的に保護されるか（2コマ） 営業秘密保護は古くから法制度として存在するものであるが、近年の「経済安全保障」の潮流の中で、極めて重要な領域として意識されるようになってきている。その様相を時代の変化の中でとらえ、実情を解説する。また、近い将来、企業の営業秘密が単なる私的な財産権ではなく国家的見地から保護される半公的な存在に昇華する動きについても展望する。 ・著作権に関わるAIの法制度 招待講義（2コマ） 著作権法30条の4や同47条の5、あるいは特許法などに関わって法制度を改革していく立場の実務家を教室に招き、講演の後、の講義内容を踏まえてディスカッションを行う。 ・ビジネス現場でのAI 招待講義（2コマ） ビジネスの現場でAIを使用する実務家を招いて講演を聴いたのち、～の講義内容を踏まえて、ディスカッションの形で学生諸君が「ぶつかり稽古」を行う。招待する実務家としては、大手ゲーム会社においてソフトウェアの開発にあたった経験のある技術者を想定している。						
(6)成績評価の方法	小テスト（30％）＋期末試験（70％）						

(7)成績評価の基準	授業で示した例題と同レベルの問題が解ければ「水準にある」、応用問題が解ければ「やや上にある」、やや難しい応用問題が解ければ「かなり上にある」、例題からは難しい応用問題が解ければ「卓越している」。
(8)事前事後学習の内容	授業内容の理解度を確保するための小テストを随時行うので、復習を怠らないこと。
(9)履修上の注意	知的財産法基礎を履修していることが望ましい。
(10)質問,相談への対応	授業中に質問の時間を設ける。
【教科書】	・半田正夫『著作権法概説 第16版』法学書院2015年 ・中山信弘『著作権法 第3版』有斐閣2020年
【参考書】	『著作権判例百選第6版』有斐閣2019年 その他、随時指定する。